

学校いじめ防止基本方針

潟上市立出戸小学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

<本校の基本方針>

- ・いじめは人間として絶対に許されないことであるという認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・「未然防止」「早期発見」「早期解決」のために「組織的対応」を行う。

2 いじめ防止のための具体的な取組

【年間計画】

月	計 画	概 要
4月	学校基本方針の周知	職員研修とPTA総会・HPでの啓発
4月	子どもを語る会（4月1週目）	全職員での児童の共通理解
5月	いじめアンケート①（子ども、保護者）	情報収集と個別の対応
6月	生活アンケート①・個人面談	情報収集と個別の対応
7月	保護者面談	全世帯の保護者との面談
10月	いじめアンケート②（子ども、保護者）	情報収集と個別の対応
11月	生活アンケート②・個人面談	情報収集と個別の対応
1月	子どもを語る会	全職員での児童の共通理解
2月	基本方針の修正	職員で検討
	いじめアンケート③（子ども、保護者）	情報収集と個別の対応

【未然防止・早期発見・早期解決】

- ・児童にとって安全、安心な学校生活の保障を目指す。「分かる授業づくり」を進めるとともに「学校行事等の充実」を図り「自己有用感や自己肯定感」「自己指導能力」を獲得できるようにする。
- ・学校教育活動全体を通して「互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる態度」を育成し「友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び」等について適切に指導する。特に道徳教育、心の教育における指導の充実を図る。
- ・児童にアンケート調査と個人面談を実施する。（生活アンケート：年2回～6月、11月）
（いじめアンケート：年3回～5月、10月、2月）
- ・保護者にいじめに関する調査を実施する。（いじめアンケート：年3回～5月、10月、2月）

【組織的対応】

- ・「子どもを語る会兼不登校・いじめ対策委員会」（年2回及び随時）による実態把握と共有化
- ・職員向け校内研修会の実施…いじめについての意思統一を図る。 *研修会資料の共有（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター）
- ・定例職員会議での情報交換（月1回）
- ・「ネットいじめ」の予防、対応。情報モラル教育の推進
*「タブレット使用のルール」（出戸小版）を児童と保護者に配付
- ・学校いじめ防止等対策委員会（年2回）による保護者や有識者との連携

【保護者への啓発】

- ・児童及び保護者が相談しやすい環境づくり、信頼関係の構築
- ・保護者向けの研修会実施

3 重大事態への対処

- ・事案発生等、緊急時における「学校いじめ防止等対策委員会」の招集（通常のメンバー以外にも必要に応じて追加招集）
- ・多様な専門機関や専門家との協力体制の構築（スクールカウンセラー、教育センター、福祉機関、警察、法律、心理学、精神医学等）
- ・保護者との連携強化
- ・市教委への速やかな報告と相談